

## 男女共同参画センター食堂営業にかかる仕様書

1. 対象施設 滋賀県立男女共同参画センター食堂
2. 運営場所 滋賀県立男女共同参画センター 1階
3. 使用期間 使用許可の日以降平成21年3月31日まで  
ただし、平成21年3月31日以降も継続して使用を希望する場合は、1年間を限度として使用期間の更新を行うことができます（次年度以降も同じ）。

### 4. 運営施設

運営施設	面積	規模	備考
食堂(厨房・倉庫等含む)	89.59㎡	56席	

(光熱水費は別途算定)

### 5. 基本的な運用条件

施設の位置づけ	施設利用者のサービス施設、職員の福利厚生施設
営業日・時間	次に掲げる日を除いた日が営業日となります。なお、営業時間は、午前9時から午後5時（予約のみ午後9時）までを基本とします。 (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。） (2) 休日の翌日（日曜日または休日の場合を除く。） (3) 12月28日から翌年1月4日まで

厨房機器については、センター所有の機器を使用すること。

(ただし、テナント持ち込み備品は除く)

6. 施設利用者人数 年間 約85,000人（平成19年度実績）  
主催事業参加者および貸館利用者の延べ人数です。
7. 経営方法 地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可による食堂の経営
8. 施設使用料 滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）第2条の規定によります。
9. 共益費 電気代および水道代について、その使用した量に応じた金額を共益費として、施設使用料に加算して徴収します。その他ガス等の使用にかかる費用は、営業者の負担とします。
10. その他 食中毒予防のため、法令および大量調理施設衛生管理マニュアルに準じた衛生管理を行うこと。